

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定  
 保安林に指定する予定である旨の通知  
 道路の区域変更

(廃棄物対策課) 七二一  
 (治山課) 七一一  
 (道路維持課) 七二二

### 公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
 基本測量の実施  
 開発行為の工事の完了

(商業流通課) 七二三  
 (用地課) 七二八  
 (建築指導課) 七二九

## 告示

第二千二百一十一号  
 平成二十二年十一月十九日

(金曜日)

岐阜県告示第五百七十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一七八 一部	中津川市駒場字西山一六六六 三三三〇の	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

平成二十二年十一月十九日

下呂市少ヶ野字アゲガラ一五八八の一〇九、御厩野字威徳寺二九八八の一五から二九八八の一八まで、乗政字長尾三七六一の四八から三七六一の五〇まで、萩原町尾崎字洞三四六二、萩原町山之口字平二三七、萩原町大ヶ洞字林ヶ洞六五九の二三、六五九の二四、金山町戸部字下谷洞三五八、三六二、三六七、三七一、三七二、三七四、三七五、三七七、三七八、金山町福来字中ノ田平二〇九、一二〇、一二〇八、一二三三・一二二五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、馬瀬名丸字下日面一六一九の七、一六一九の八、一六二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 加茂郡白川町下佐見字宮洞口一二二六の一、一二二六の二、揖斐郡揖斐川町谷汲神原字水掛一三五二の一、字同心洞七一〇、七一の一、七二六、谷汲名礼字尾市一九〇二の四五、谷汲高科字隠洞八〇六の六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
上野線	同 市大字同 字神戸	美濃市大字御手洗字尾之上八〇七番の二地先から一一五四番の二地先まで	前	六三(三)	八二(五)	
後	二〇(八)	一九五	八二(五)			

岐阜県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十二年十一月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
国道	高山線 停車場	高山市花里町四丁目一 五番地先から 同市同町六丁目五四 番一 地先まで	別前変区 後更更域	ル（メ ）メー ト	ル（メ ）メー ト	
			後	前		
			一七〇〇 九〇〇	一〇〇〇 九〇〇	二七〇〇	

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心西郷店

岐阜市中二丁目二四二番一 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

（変更前）岐阜市精華一丁目一五六番地

（変更後）岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の名称

（変更前）スーパー三心西郷ショッピングモール

（変更後）スーパー三心西郷店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心鷺山店

岐阜市南蝉二丁目二五 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華一丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心芥見店

岐阜市芥見東一番九 外

四 変更した事項

(変更前) 岐阜市精華一丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパー三心芥見ショップ

(変更後) スーパー三心芥見店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心鏡島店

岐阜市西荘二丁目五番八 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華一丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号  
大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパー三心鏡島本店  
(変更後) スーパー三心鏡島店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心つづら店

岐阜市東鷄三丁目六〇番一 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華一丁目一五六番地  
(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号  
大規模小売店舗の名称  
(変更前)(仮称) スーパー三心東つづら店

(変更後) スーパー三心つづら店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心羽島店

羽島市正木町曲利字葭場一〇七四番 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華一丁目一五六番地  
(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

タナカ産業株式会社

三 建物の名称及び所在地

タナカふとん店蘇原店・スーパー三心蘇原店

各務原市蘇原花園三丁目一 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 岐阜市精華一丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心那加店

各務原市那加野畑町二丁目一〇番 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華一丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心岐南店

羽島郡岐南町三宅四丁目一六番 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華二丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称) スーパー三心岐南店

(変更後) スーパー三心岐南店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心北方店

本巢市上真桑字堤合二二〇六番一 外

本巢郡北方町平成一丁目二四番 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華二丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心池田店

揖斐郡池田町八幡字西宮神二五九四 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

(変更前) 岐阜市精華二丁目一五六番地

(変更後) 岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心関店

関市小瀬字首次二八三六番一 外

四 変更した事項

建物設置者の住所

（変更前）岐阜市精華二丁目一五六番地

（変更後）岐阜市西荘三丁目一番七号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十一月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

スーパー三心岐南店

羽島郡岐南町三宅四丁目一六番 外

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

（変更前）八三台

（変更後）一一九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）五九・五〇平方メートル

（変更後）一五八・一三平方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）四箇所

（変更後）六箇所

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関



<p>同中建築第四八号の一〇 同中建築第四四号の一 同中建築第四四号の二 同二〇・四・二四</p>	<p>関市倉知字四反田二四七三番三の一部 外一筆</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>関市倉知二四八〇番地一 中濃運輸株式会社 代表取締役 伊藤 勲</p>
<p>同西建築第五四号 同二一・一〇・一五 同西建築第六六号の五 同二二・七・二二</p>	<p>揖斐郡大野町大字瀬古字出光寺四二八番一から四二八番三まで</p>	<p>道路、公園、水路及び消防の用に供する貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>揖斐郡大野町大字中之元五〇番地一 小森不動産 小森 鈴生</p>
<p>同西建築第五三号 同二一・八・二七 同西建築第六六号の七 同二二・一〇・六</p>	<p>安八郡安八町森部字西沼一八四六番一及び一八四七番一 同 郡同 町同 字北沼一八六九番一、一八七〇番一、一八七〇番二、一八七二番二及び一八八一番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>安八郡安八町南今ヶ淵八〇〇番地 山中 一輝</p>
<p>岐阜県指令岐建築第二二号の一〇 平成二二・八・二 同岐建築第二八号の九 同二二・八・二四</p>	<p>羽島市正木町大浦字堤外二二〇一番</p>	<p>道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域 開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 岐阜市福光東二丁目八番五号 鶴飼不動産株式会社 代表取締役 鶴飼 隆 司</p>

- 国土交通省国土地理院
- 二 作業種類  
基本測量（ジオイド測量）
- 三 作業期間  
平成二十二年六月十四日から  
同 年七月十六日まで
- 四 作業地域  
美濃市、郡上市、下呂市及び不破郡関ヶ原町

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十二年十一月十九日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター